



発 行 新 潟 県

第 69 号

平成30年9月4日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 951 知事指定薬物の失効(医務薬事課)
- 952 農用地利用配分計画の認可の申請(地域農政推進課)
- 953 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 954 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 955 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 956 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 957 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)

公 告

一般競争入札の実施(税務課)

大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)

争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)

平成30年度後期技能検定の実施(職業能力開発課)

平成30年度技能検定(随時2級)の実施(職業能力開発課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

正 誤

平成30年8月21日付け県報第65号告示第907号中(環境対策課)

告 示

◎新潟県告示第951号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 失効する知事指定薬物の名称

 - (2) メチル=2-[1-(5-7)ルオロペンチル) -1 H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート(通称名:5F-MDMB-PICA)及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

- 3 失効年月日
 - 平成30年9月1日
- 4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第952号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により、 公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

県

報

澙

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

新

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	1者	西区谷内143番ほか2筆 0.3ha
五泉市	1者	一本杉田割4244番 1 0.1ha
長岡市	36者	下条町清水田1154番 2 ほか504筆 44.7ha
十日町市	1者	中条笠置口丁4491番 1 0.4ha
糸魚川市	1者	堀切四石田458番ほか1筆 0.4ha
佐渡市	1者	羽茂小泊178番 1 0.1ha
合 計	41者	513筆 46.0ha

2 申請年月日

平成30年8月24日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第953号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の金井土地改良区の定款の変更を平成30年8月23日認可した。

平成30年9月4日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第954号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成30年9月5日から平成30年10月4日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月4日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更 の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
佐渡市 長江川水系土地改良区	長江川水系土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	佐渡市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
 - (1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第955号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
富島	区画整理(経営体育成基盤整備「農業生	長岡市	平成30年1月9日
	産法人等育成型」)事業		

◎新潟県告示第956号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名		市町村名	完了年月日	
善根地区	県営区画整理	(経営体育成基盤整備	「面的集積型」)事業	柏崎市	平成30年5月24日

◎新潟県告示第957号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成30年9月4日

新潟県佐渡地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成30年8月9日

3 指定道路の位置等

位置	幅員 (メートル)	延長(メートル)
佐渡市畑野字何代甲452番21、甲	5. 00	15. 40
457番4、甲452番20、甲452番11		
の内		

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が行う県税徴収金の収納事務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称

新潟県県税徴収金収納事務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成33年12月31日まで

- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ先
 - (1) 交付期間 平成30年9月4日 (火) から平成30年9月12日 (水) まで (新潟県の休日を定める条例 (平成元年新潟県条例第5号) 第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部税務課県税集中管理室業務第1係
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年10月10日(水)午後1時30分
 - (2)場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室(16階)
- 4 入札に参加する者の必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、その経営の状況が健全であると認められること。
- (2) 本収納事務委託契約後の緊急時等の迅速な連絡・対応体制及び管理体制が整備されていること。
- (3) 過去2年間において地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする地方税収納事務委託契約を締結し、当該業務を誠実に履行した実績があること。
- (4) 収納した県税徴収金を遅滞なく県の指定する金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に 記録し、歳入徴収者に対し電子情報処理組織を使用して必要な報告を行うことができる技術的な基礎を有し ていること。
- (5) 収納金をその他の金銭と分別して管理し、確実に保全する方法をとることができると認められること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日までの間において新潟県知事から指名停止 措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む)者でないこと。
- (11) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (12) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (13) 新潟県の県税に未納がない者であること。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期限 平成30年9月26日(水) 午後5時15分まで
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部税務課県税集中管理室業務第1係

- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。
- エ 提出書類 入札説明書による。
- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、次に定めるところにより確認結果通知書を交付する。

なお、郵送での交付を希望する場合は、交付日時までにその旨を2(3)に定める問合せ先に申し出ること。

- ア 日時 平成30年10月5日(金)午前11時
- イ 場所 (1)イに定める場所
- 6 入札手続等
 - (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、 委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の入札に付する業務の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。
- (2) 入札書の名義人

本人 (入札書を代理人が持参する場合は、代理人) に限る。

- (3) 入札書の記載
 - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
 - イ 収納事務委託料、取扱手数料の金額をそれぞれの欄に記入し、その合計額を記載した入札書とする。
- (4) 落札者の決定

収納事務委託料、取扱手数料の入札金額がそれぞれ予定価格の制限範囲内であって、その合計額が最も低価格であり、かつ有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正行為をしたと認められる入札
- (4) 入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によってした入札又は3(1)に定める入札執行日の前日午後5時15分までに到着しなかった入札
- 8 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する額以上の金額とする。 ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。保険による保証期間は、開札日当日から起算 して14日以上とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額に契約期間中の予定件数を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の金額とする。

ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

- 10 その他
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
 - エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札での使用に限る ものとし、他に使用しない。
 - (2) その他

- ア 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本 国通貨とする。
- イ 新潟県県税徴収金収納事務委託契約書及び収納事務委託料、取扱手数料に関する協定書は、それぞれ個 別に作成するものとする。
- ウ契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他 新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。
- オ その他詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の新設について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 (仮称) チャレンジャー小千谷店 所在地 小千谷市千谷川3丁目1718番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社オーシャンシステム 法人代表者氏名 代表取締役 樋口 勝人 住所 三条市西本成寺2丁目26番57号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社オーシャンシステム 法人代表者氏名 代表取締役 樋口 勝人 住所 三条市西本成寺2丁目26番57号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年4月25日

- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計 計2,061平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - 収容台数 計248台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - · 収容台数 計25台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計114平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計23.01立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 株式会社オーシャンシステム 午前8時から午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

午前7時30分から午後9時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1、2、3、4午前6時から午後9時
- 7 届出年月日

平成30年8月24日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課 (なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

平成30年9月4日から平成31年1月4日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長 山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期 間

平成30年9月5日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

平成30年度後期技能検定の実施について(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 実施する検定職種
 - (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、鋳造(鋳鋼鋳物鋳造に係るものに限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、金型製作、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、和裁、プリプレス、製本(実技試験は2級に限る。)、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食に係るものに限る。)、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管(建築配管に係るものに限る。)、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、

コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、電気製図、金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)、塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。)及び義肢・装具製作

(3) 3級

機械加工(普通旋盤の学科に係るものに限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管(建築配管に係るものに限る。)、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、機械・プラント製図(機械製図CADに係るものに限る。)及び貴金属装身具製作

(4) 等級を区分しないもの (単一等級)

バルコニー施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

- 3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等
 - (1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 特級

I.A. who with ref.	受検手数料		
検定職種 	一般	在校生	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	17,000円	11,300円	

(イ) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料		
1央人工4城7里	一般	在校生	
さく井、鋳造、鍛造、金型製作、工場板金、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プリプレス、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、義肢・装具製作、バルコニー施工	17, 000円	11, 300円	

機械検査、婦人子供服製造	14, 100円	9, 400円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	12, 500円	8, 300円

(ウ) 2級及び3級

	受検手数料				
検定職種	35歳	35歳以上		未満	
	一般	在校生	一般	在校生	
さく井、鋳造、鍛造、金型製作、工場板金、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プリプレス、製本、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、貴金属装身具製作、塗装、義肢・装具製作	17, 000円	11,300円	8, 000円	2, 900円	
機械検査、婦人子供服製造	14, 100円	9, 400円	5, 100円	2, 900円	
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	12,500円	8, 300円	3,500円	2,900円	

- 注 (ア)、(イ)及び(ウ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。
- 注 (ウ)においての「35歳未満」とは、平成30年4月1日現在において35歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。
- イ 実施期日

平成30年12月3日(月)から平成31年2月17日(日)までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成30年11月26日(月)に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種 については行わない。

- (2) 学科試験
 - ア 受検手数料 3,100円
 - イ 実施期日

検定職種	実施期日
------	------

1級及び2級

鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス 施工、金属材料試験

平成31年1月27日(日)

3級

電気機器組立て、配管

特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造

1級及び2級

さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、製本、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図3級

平成31年2月3日(日)

冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 単一等級

バルコニー施工

1級及び2級

鋳造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、 菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着 剤注入施工、電気製図、塗装、義肢・装具製作

平成31年2月10日(日)

3級

機械加工、機械検査、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

- 4 受検申請の手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
 - ウ 受検手数料
 - 工 本人確認書類
 - (2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 (新潟県公社総合ビル4階) 電 話 025-283-2155

(3) 受付期間

平成30年10月1日(月)から平成30年10月12日(金)まで

- (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験 が必要になる。
 - イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める 場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
 - ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。な お、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
 - エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の受検手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

- 6 合格者の発表等
 - (1) 合格者の発表

平成31年3月15日(金)に県庁1階の広報展示室前の掲示板、県立テクノスクールの掲示板及び新潟県ホームページに技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話:025-283-2155)又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課(電話:025-280-5263)へ問い合わせること。

平成30年度技能検定(随時2級)の実施について(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成30年9月4日

新潟県知事 花角 英世

1 実施職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

- 3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等
 - (1) 実技試験
 - ア 手数料

17,000円 (ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円)

イ 実施期日

実技試験は、平成30年11月1日(木)から平成31年3月31日(日)までの間において、別途新潟県職業 能力開発協会が指定する日に行う。

ウ実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。)

- (2) 学科試験
 - ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成30年11月1日(木)から平成31年3月31日(日)までの間において、別途新潟県職業

能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

- 4 受検申請の手続
 - (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 手数料

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 (新潟県公社総合ビル4階)

電 話 025-283-2155

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験 若しくは技能実習が必要となる。

- イ 随時2級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る随時3級の実技試験及び基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。
- ウ 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新 潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- エ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。

- 6 合格者の発表等
 - (1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

本公告の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話025-283-2155)又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課(電話025-280-5263)へ問い合わせること。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、建築基準法防火設備検査業務委託について、 次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年9月4日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の件名

建築基準法防火設備検査業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 建築基準法第12条 3 項に基づく防火設備定期検査を実施し、建築基準法施行規則第 6 条 3 項に規定する報告書(三十六号の八様式)を作成することが可能な有資格者(一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員)を本業務に配置(直接的雇用関係にある者に限る。)できること。
- (7) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

平成30年9月20日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月27日(木)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 研修室A

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3)契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出 しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。

正 誤

平成30年8月21日付け新潟県告示第907号(土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定)中

ページ	行	誤	正
1	30	第58条第4項第9号に該当	第58条第5項第9号に該当